



目次	ページ
訓令 高知県教育委員会訓令 ◎高知県産業振興推進本部設置規程	1
訓令 高知県公営企業局訓令 高知県教育委員会訓令 ◎高知県産業振興推進本部設置規程を廃止する訓令	2
訓令 高知県教育委員会訓令 高知県警察本部訓令 ◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令	2
告示 ◎高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定 (県民生活・男女共同参画課)	2
高知県公営企業局管理規程 ◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程 ◎高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程	2
高知県教育長訓令 ◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	3
高知県人事委員会規則 ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	3

-----  
訓 令  
教育委員会訓令  
-----

高知県訓令第8号  
高知県教育委員会訓令第6号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程を次のように定める。  
令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司  
高知県教育長 伊藤 博明

高知県産業振興推進本部設置規程  
(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、県民と協働して取り組む高知県産業振興計画をはじめ、実効ある産業振興を関係部局の連携の下で推進するため、高知県産業振興推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。  
(1) 本部長  
(2) 副本部長  
(3) 本部長次長  
(4) 本部長員  
(5) 第7条第4項に規定する地域本部長

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部長次長は、産業振興推進部長をもって充てる。

5 本部長員は、理事・東京事務所長、理事・大阪事務所長、理事・産学官民連携センター長、総務部長、文化生活スポーツ部長、中山間振興・交通部長、商工労働部長、観光振興部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長及び教育長をもって充てる。ただし、本部長が必要であると認めるときは、他の理事又は部局長を本部長員とすることができる。  
(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部長次長は、本部長の命を受け、推進本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

4 本部長員及び地域本部長は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。  
(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 高知県産業振興計画の推進及び見直しに関すること。

(2) 産業振興の検討及び推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業振興に関連する重要事項に関すること。  
(プロジェクトチーム)

第5条 本部長は、推進本部の所掌する事務を効率的に処理するため、推進本部の下にプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームの名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。  
(幹事会)

第6条 推進本部の活動を補佐するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、産業振興推進部副部長（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。

4 幹事は、総務部政策企画課長、文化生活スポーツ部文化振興課長、産業振興推進部計画推進課長、産業振興推進部産学官民連携・起業推進課長、産業振興推進部地産地消・外商課長、産業振興推進部移住促進課長、中山間振興・交通部中山間地域対策課長、商工労働部商工政策課長、観光振興部観光政策課長、農業振興部農業政策課長、林業振興・環境部林業環境政策課長、水産振興部水産政策課長、土木部土木政策課長及び教育委員会事務局教育政策課長をもって充てる。ただし、本部長が必要であると認めるときは、他の課長を幹事とすることができる。  
(産業振興推進地域本部)

第7条 推進本部の活動を近隣の市町村を地域単位として総合的に推進するため、推進本部の下に産業振興推進地域本部（以下この条において「地域本部」という。）を設置する。

2 地域本部の名称及びその対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
産業振興推進高知市地域本部	高知市
産業振興推進安芸地域本部	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
産業振興推進物部川地域本部	南国市 香南市 香美市
産業振興推進嶺北地域本部	本山町 大豊町 土佐町 大川村
産業振興推進仁淀川地域本部	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
産業振興推進高幡地域本部	須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町

産業振興推進幡 多地域本部	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町
------------------	-------------------------------

- 3 地域本部は、地域本部長及び地域本部員をもって構成する。
- 4 地域本部長は、当該対象地域を担当する地域産業振興監をもって充て、当該対象地域における産業振興計画の推進を統括する。
- 5 地域本部員は、次に掲げる者をもって充て、地域本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて地域本部の事務に参画するものとする。ただし、地域本部長が必要があると認めるときは、他の者を地域本部員とすることができる。
- (1) 当該対象地域を所管する農業振興センター所長及び農業改良普及所長、家畜保健衛生所長及び支所長、林業事務所長及び林業振興事務所長並びに漁業指導所長のうち、地域本部長が指名する者
- (2) 商工労働部商工政策課長及び観光振興部地域観光課長
- (3) 当該対象地域を担当する地域支援企画員（総括）（事務局）

- 第8条** 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局職員を置く。
- 3 事務局長は、産業振興推進部計画推進課長をもって充てる。
- 4 事務局次長は、産業振興推進部計画推進課課長補佐（2人以上あるときは、本部長が指定した者とする。）をもって充てる。
- 5 事務局職員は、産業振興推進部計画推進課の職員をもって充てる。（雑則）

**第9条** この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令  
公 営 企 業 局 訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令

- 高知県訓令第9号  
高知県公営企業局訓令第3号  
高知県教育委員会訓令第7号

本 庁  
各 出 先 機 関  
公 営 企 業 局 本 局  
公 営 企 業 局 各 事 業 所  
公 営 企 業 局 各 病 院

教育委員会事務局  
教育委員会事務局各事務所  
高知県産業振興推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司  
高知県公営企業局長 橋口 欣二  
高知県教育長 伊藤 博明

**高知県産業振興推進本部設置規程を廃止する訓令**

高知県産業振興推進本部設置規程（平成22年4月高知県公営企業局訓令第4号）  
高知県訓令第5号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令  
警 察 本 部 訓 令

- 高知県訓令第10号  
高知県教育委員会訓令第8号  
高知県警察本部訓令第1号

本 庁  
各 出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 機 関  
警 察 本 部  
警 察 署

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司  
高知県教育長 伊藤 博明  
高知県警察本部長 熊坂 隆

**高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令**

高知県青少年対策推進本部等設置規程（昭和39年5月高知県教育委員会訓令第1号）  
高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改める。  
第7条第1項中「次の表の」を「次の表に定める」に改める。  
第8条中「訓令」を「規程」に、「必要な」を「推進本部及び推進支部の運営に関し必要な」に改める。  
別表幹事の項中「人権教育課長」を「人権教育・児童生徒課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

**高知県告示第241号**

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称  
高知県立交通安全こどもセンター
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市比島町二丁目7番17号  
一般社団法人オフィスポラリス
- 3 指定期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

**高知県公営企業局管理規程第7号  
高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の(11)の項中「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同表3の(14)の項中「認定」を「認定並びに会計年度任用職員」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月1日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

高知県公営企業局管理規程第8号

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員駐車場の利用料の徴収に関する規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「臨時的任用職員及び」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第5号

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

高知県教育長 伊藤 博明

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「並びに」を「並びに会計年度任用職員及び」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「人権教育課長」を「人権教育・児童生徒課長」に改める。

別表2の(1)の項中「法務課長（総務部法務課長）」を「法務文書課長（総務部法務文書課長）」に改め、同表2の(13)のイの項中「文書情報課長（総務部文書情報課長をいう。以下同じ。）」を「法務文書課長」に改め、同表2の(13)のウの項、2の(14)のウの項及び2の(14)のエの項中「文書情報課長」を「法務文書課長」に改め、同表3の(14)の項中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同表7の(4)の項を次のように改める。

(4) 補助 金等 の額 の確 定に 関す るこ	ア 1件5,000 万円以上のも の		○				
	イ 1件5,000 万円未満のも の			○			

と。							
----	--	--	--	--	--	--	--

別表11の(3)のイの項中「文書情報課長」を「法務文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第11号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4 児童相談所の項中「及び次長」を「副所長及び市町村支援を担当する職員」に、「1」を「2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。